第６回条例検討会（教育／情報・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ分野検討グループ）議事録【確定】

日　時：平成 25 年 11 月 21 日(木)　19:00～21:00
場　所：新潟市役所本館対策室
出席者：遁所グループ長、長澤座長、伊東委員、佐藤(洋)委員、川島進行役
欠席者：石川委員
関係課：中川学校支援課特別支援教育班総括指導主事、阿部学校支援課特別支援教育班指導主事、小関中央区健康福祉課長補佐、小野障がい福祉課長

◎前回の持越し事項

（その１）現在の教育制度について資料を用意してもらい、グループ討議前に説明してもらいたいとの要望あり。

⇒中川学校支援課特別支援教育班総括指導主事より、【参考資料１】「障がいに関する学校現場での取り組みと現状について」を使用して、現在の教育現場についての説明があった。

（その２）鳥取県手話言語条例の資料提供

⇒【参考資料４】として情報を提供。

教育分野

１．障がいを理由とした差別的取扱い

○　差別事例をなくす対応策（事務局案）

≪未然防止策≫

①　条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る

②　市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う

③　教育関係者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する

≪事後対応策≫

④　相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う

（１）　本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

○　委員意見など

・事例として「校外での学校の行事は外される」とあったが、本人の障がいの状況がわからず、背景もわからないので、はっきりは言えないが、みんなと一緒での教育活動は問題が起きるものの「一緒にいたい」とも思うので、問題をいかに解消するかということは議論できる。

・教育は、発達過程は人々で異なるので同じ水準を求めてよいか。子どもにとって必要な活動はなにか。合理的配慮でなるべく同じことをする。

・学校のみの意見や保護者のみの意見は偏ってしまう。本人の意見を入れた「個別の教育支援計画」にあわせれば、このような問題は減少するであろう。

・具体的な個別の教育支援計画を作るための専門機関を作る。

・今そのようなことがあれば、法律に抵触する。学校から「参加させない」とは言わない。

・参加したことで亡くなってしまった事例があり、遠慮してもらうことも必要か。

・「医療的ケアが必要なのか」医師を入れて聞き取りするなど、判断するうえでの助言を受けることがよい。

・それぞれの専門職により聞き取りを行い、助言する仕組みをつくる。

・障がいを理由にして不合格にするのは理不尽。

・合理的配慮の問題である。義務教育でなくても合理的配慮は必要であり徹底する。高校も大学も。

・教育場面での合理的配慮の徹底のためにも個別の教育支援計画が必要である。

・特別支援学級の児童の担任から「特別支援学校へ行け」と保護者が言われ泣いたという事例があった。説明をする必要があり、情報をいっぱい提示したうえで「どうしますか」であればよい。

・学校では、具体的な問題に対して、障がいの有無にかかわらず学校での対応を決めておけばよい。

・共に何ができるかということを考える。でもこれができないということも考える。

・「説明責任を果たす」これを条例にいれることがよい。合理的配慮を求められ、それができない理由を説明する。「説明責任」という言葉でよい。

・「できない理由」は「合理的配慮について説明責任を果たす」とする。条例の細則には「等」を入れる。

（２）本人又は保護者への意見聴取や必要な説明を行わないで入学を決定すること

○　委員意見など

・「学校から追い出された」事例について、今はありえないが、あったとしたら理不尽なあつかいである。不服申し立てや調停する機関が必要。

２　合理的配慮の不提供

○　差別事例をなくす対応策（事務局案）

≪未然防止策≫

①　条例に「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る

②　市民・事業者等に対して障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う

③　教育関係者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する

④　教育関係者が、各障がい者の障がい特性に応じた配慮を行う

≪事後対応策≫

⑤　相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う

○　委員意見

・昇降機を設置する等の合理的配慮がなされていない。

・移動できる手段を学校が考える必要がある。

・障がい者への理解が不足している。

・基本は「受け入れる」ことだが合理的配慮を努力する。

・障がい児を受け入れた学校情報の実績をデータベース化する。市民や教育委員会にとってデータベース化が大切ではないか。

・合理的配慮の説明責任を果たす。介助員がつけれないことへの説明が必要。他の手段を見つける努力が必要。

・「はずされた」「断られた」「やめさせられた」という事例の背景はわからないが、本人がそう思っていることは、話し合いが不足。

・教育は二つの段階とする。入口：入学の時に門前払い⇒調停機関（外部機関）　入学してから：合理的配慮がされているか⇒個別の教育支援計画（内部＋専門機関）

・いじめ防止教育をしっかり推進していく。

・過渡期であり、昔の障がい児教育のイメージの人もいるので、この条例が転機となればよい。